平成9年9月19日 管理者決裁

1 工事施行伺に添付する様式について

部分引渡しを伴う工事については、部分引渡しに関する調書(別紙1)を作成し、工事施行何に添付するものとする。

- 2 単年度工事における取扱いについて
 - (1) 契約書について

契約書には、契約項目の最終項目に次のとおり記載し、別紙2及び「部分引渡し特約条項」(単年度工事用)を契約約款に追加、添付するものとする。

「当該工事における部分引渡しに係る指定部分及びその他の部分に係る請負代金額、 工期、前払金額及び中間前払金額については、別紙のとおりとする。」

- (2) 契約金額(請負代金額)の算出(按分)方法について
 - 以下の式により部分引渡し指定部分及びその他の部分に係る請負代金額を決定する。
 - ・指定部分に係る請負代金額=(入札書記載金額×(指定部分の工事価格/工事全体の工事価格))×(110/100)

※()内、千円未満四捨五入

- ・その他の部分に係る請負代金額=工事全体の請負代金額-指定部分に係る請負代金額
- (3) 前金払について
 - ア 以下の式により部分引渡し指定部分及びその他の部分に係る前払金額及び中間前 払金額をそれぞれ決定する。ただし、指定部分に係る工期が工事全体の工期の2分の 1を超えない場合は、指定部分及びその他の部分に係る中間前払金額を算出した後に、 指定部分に係る中間前払金額を0円とし、工事全体の中間前払金額はその他の部分に 係る中間前払金額とする。
 - ・指定部分に係る前払金額=(工事全体の前払金額×(指定部分の請負代金額/工事全体の請負代金額))
 - ・その他の部分に係る前払金額=工事全体の前払金額-指定部分に係る前払金額
 - ・指定部分に係る中間前払金額=(工事全体の中間前払金額×(指定部分の請負代金額)/工事全体の請負代金額))
 - ・その他の部分に係る中間前払金額=工事全体の中間前払金額-指定部分に係る中間前払金額
 - ※()内、十万円未満四捨五入
 - イ 中間前払金の支払要件は、工事全体の工期の2分の1を経過し、かつ、工事工程表によりその時期までに実施すべき作業が行われ、工事全体の進捗額が工事全体の請 負代金額の2分の1以上になっていることを確認した上で認定するものとする。
 - ウ 前払金又は中間前払金の支払いについて、指定部分に係る工事が約款第32条第2項

の検査(以下「しゅん功検査」という。)に合格した後に請求が行われた場合においては、工事全体の前払金額又は中間前払金額から指定部分に係る前払金額又は中間前払金額を差し引いた額(その他の部分に係る前払金額又は中間前払金額)を支払うものとする。

(4) 部分払について

部分払については、指定部分及びその他の部分それぞれにおいて、約款第38条第6項の式(部分払金額算定式)により算出し、その合計額を部分払金額とする。ただし、指定部分に係る工事について、しゅん功検査に合格している場合においては、部分払の対象としないものとする。

また、部分払金額決定の通知に際し、工事全体の部分払金額の他、指定部分及びその他の部分に係る部分払金額を記載するものとする。

・工事全体の部分払金額=指定部分に係る請負代金額×((9/10)-(指定部分に係る前払金額/指定部分に係る請負代金額))-指定部分に係る前回までの部分払金額の合計額+その他の部分に係る請負代金額×((9/10)-(その他の部分に係る前払金額/その他の部分に係る請負代金額))-その他の部分に係る前回までの部分払金額の合計額

3 継続工事における取扱いについて

(1) 契約書について

契約書には、契約項目の最終項目に次のとおり記載し、別紙3及び「部分引渡し特約条項」(継続工事用)を契約約款に追加、添付するものとする。

「当該工事における部分引渡しに係る指定部分及びその他の部分に係る請負代金額、工期、前払金額、中間前払金額及び出来高予定額については、別紙のとおりとする。」

(2) 契約金額(請負代金額)の算出(按分)方法について

以下の式により部分引渡し指定部分及びその他の部分に係る請負代金額を決定する。

・指定部分に係る請負代金額=(入札書記載金額×(指定部分の工事価格/工事全体の工事価格))×(110/100)

※()内、千円未満四捨五入

・その他の部分に係る請負代金額=工事全体の請負代金額-指定部分に係る請負代金額

(3) 前金払について

ア 以下の式により部分引渡し指定部分及びその他の部分に係る前払金額及び中間前 払金額を決定した後、それぞれの部分毎に「工期が2年度以上にわたる継続工事にお ける前払金等についての取扱要領(昭和61年3月24日管理者決裁。以下「継続工事前 払金等取扱要領」という。)の1の規定により各年度の前払金額及び中間前払金額を決 定し、各年度の指定部分及びその他部分の前払金額又は中間前払金額の合計額を もって、各年度の工事全体の前払金額又は中間前払金額の合計額を ち指定部分に係る工事実施期間が当該年度の工事全体の工事実施期間の2分の1を超 えない年度がある場合については、各年度の指定部分及びその他の部分に係る中間 前払金額を算出した後に、当該年度の指定部分に係る中間前払金額を0円とし、当該 年度の工事全体の中間前払金額は、当該年度のその他の部分に係る中間前払金額と する。

- ・指定部分に係る前払金額=(工事全体の前払金額×(指定部分の請負代金額/工事全体の請負代金額))
- ・その他の部分に係る前払金額=工事全体の前払金額ー指定部分に係る前払金額
- ・指定部分に係る中間前払金額=(工事全体の中間前払金額×(指定部分の請負代金額 /工事全体の請負代金額))
- ・その他の部分に係る中間前払金額=工事全体の中間前払金額-指定部分に係る中間前払金額

※()内、十万円未満四捨五入

- イ 中間前払金の支払要件は、当該年度の工事全体の工事実施期間の2分の1を経過し、 かつ、工事工程表によりその時期までに実施すべき作業が行われ、工事全体の進捗 額から前年度までの工事全体の出来高予定額の合計額を控除した額が当該年度の工 事全体の出来高予定額の2分の1以上になっていることを確認した上で認定するもの とする。
- ウ 前払金又は中間前払金の支払いについて、指定部分に係る工事がしゅん功検査に 合格した後に請求が行われた場合においては、当該年度の工事全体の前払金額又は 中間前払金額から当該年度の指定部分に係る前払金額又は中間前払金額を差し引い た額(当該年度のその他の部分に係る前払金額又は中間前払金額)を支払うものとす る。

(4) 部分払について

部分払については、指定部分及びその他の部分それぞれにおいて、「継続工事前払金 等取扱要領」2(2)(部分払金額算定式)により算出し、その合計額を部分払金額とする。 ただし、指定部分に係る工事について、しゅん功検査に合格している場合においては、 部分払の対象としないものとする。

また、部分払金額決定の通知に際し、工事全体の部分払金額の他に指定部分及びその他の部分に係る部分払金額及び出来形部分に相応する請負代金額を記載するものとする。

・中間前払金の支払いを行っている場合の算式

指定部分に係る請負代金相当額×(9/10)—指定部分に係る前会計年度までの支払金額の合計額—(指定部分に係る当該会計年度の前払金額+指定部分に係る当該会計年度の中間前払金額)×({指定部分に係る請負代金相当額—(指定部分に係る前会計年度までの出来高予定額の合計額+指定部分に係る出来高超過額)}/指定部分に係る当該会計年度の出来高予定額)+その他の部分に係る請負代金相当額×(9/10)—その他の部分に係る前会計年度までの支払金額の合計額—(その他の部分に係る当該会計

年度の前払金額+その他の部分に係る当該会計年度の中間前払金額)×({その他の部分に係る請負代金相当額—(その他の部分に係る前会計年度までの出来高予定額の合計額+その他の部分に係る出来高超過額)}/その他の部分に係る当該会計年度の出来高予定額)

・中間前払金の支払いを行っていない場合の算式

指定部分に係る請負代金相当額×(9/10)—(指定部分に係る前会計年度までの支払金額の合計額+指定部分に係る当該会計年度の部分払金額の合計額)—指定部分に係る当該会計年度の前払金額×({指定部分に係る請負代金相当額—(指定部分に係る前会計年度までの出来高予定額の合計額+指定部分に係る出来高超過額)}/指定部分に係る当該会計年度の出来高予定額)+その他の部分に係る請負代金相当額×(9/10)—(その他の部分に係る前会計年度までの支払金額の合計額+その他の部分に係る当該会計年度の前払金額×({その他の部分に係る請負代金相当額—(その他の部分に係る前会計年度までの出来高予定額の合計額+その他の部分に係る出来高超過額)}/その他の部分に係る当該会計年度までの出来高予定額の合計額+その他の部分に係る出来高超過額)}/その他の部分に係る当該会計年度までの出来高予定額)

(5) 各年度末において、指定部分又はその他の部分のいずれかの出来形が出来高予定額に達しなかった場合の部分払金及び次年度の前払金の支払いについて

各年度末において、指定部分又はその他の部分のいずれかの出来形がそれぞれの部分の当該年度までの出来高予定額の合計額に達しない場合でも、指定部分及びその他の部分の合計の部分払金は全額支払うこととする。この場合、当該年度においては、支払限度額まで支払いをし、中間前金払を行っていないときは、残額は次年度に支払うこととなる。

ただし、指定部分及びその他の部分の各部分の出来形がそれぞれの部分の当該年度 までの出来高予定額の合計額に達するまで次年度の前払金は請求できず、また、当該 年度に支払った前払金及び中間前払金の保証の期限を延長させるものとする。

附 則

この取扱いは、平成26年2月21日以降に告示を行う工事から適用する。

附則

- 1 この取扱いは、令和元年10月1日から施行する。
- 2 平成31年3月31日以前に契約を締結し、令和元年10月1日以降に引渡しを受ける工事については、なお従前の例による。

附則

1 この取扱いは、令和4年7月21日から施行する。

附則

- 1 この取扱いは、令和4年8月5日から施行する。
- 2 この取扱いは、この取扱いの施行の日前において行われた告示その他の契約の申

込みの誘引に係る契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。

別紙1(部分引渡しに関する調書)

年度出来高予定額

年度出来高予定額

年度出来高予定額

別紙1(部分引渡しに (単年度工事用)	関する	調書)									
T 事 5					T #0	着	手	契約	きまに知	定める	5日
工事名					工期		ん功		年	月	日
指定部分					指定部分に係るしゅん功期限	しゅ	ん功		年	月	日
	工	事	全	体	部分しゅん功部分(指定部分)	そ	0	他	の	部	分
設計金額				円	円						円
工事価格				円	円						円
消費税等相当額				円	円						円
(継続工事用)											
工事名					工期	着	手	契約	書に知	定める	5日
上学石					上 粉	しゅ	ん功		年	月	日
指定部分					指定部分に係るしゅん功期限	しゅ	ん功		年	月	日
	エ	事	全	体	部分しゅん功部分(指定部分)	そ	の	他	の	部	分
設計金額				円	Н						円
工事価格				円	円						円
消費税等相当額				円	Н						円

円

円

円

円

円

円

円

円

円

1	指定	定部分								
	(1)	請負代金	:額	金		円4	乜			
		(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額							円)	
	(2)	工	期	着	手	年	月	日		
				しゅん	し功	年	月	日		
	(3)	前 払 金	額	金		円				
	(4)	中間前払金	含額	金		円				
	(5)	指 定 部	分							
2 その他の部分										
	(1)	請負代金	:額	金		円4	也			
	(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額									
	(2)	工	期	着	手	年	月	日		
				しゅん	い功	年	月	日		
	(3)	前 払 金	額	金		円				
	(4)	中間前払金	含額	金		円				

「部分引渡し特約条項(単年度工事用)」

(この契約の特則)

- 第○条 指定部分に係る工事が第39条の規定による読替え後の第32条第2項の検査(以下「しゅん工検査」という。)に合格している場合においては、第35条第1項中「請負代金額の10分の4以内の前払金」とあるのは「発注者が定める契約書別紙記載のその他の部分に係る前払金」と、同条第3項中「請負代金額の10分の2以内の中間前払金」とあるのは「発注者が定める契約書別紙記載のその他の部分に係る中間前払金」と、同条第5項及び第6項中「請負代金額」とあるのは「発注者が定める契約書別紙記載のその他の部分に係る請負代金額」と読み替えてこれらの規定を適用する。
- 第○条 この契約における部分払金は、第38条第6項の規定にかかわらず、次の式により算出した額の範囲内とする。

2 指定部分に係る工事がしゅん工検査に合格している場合においては、前項の規定のうち指定部分に係 る算出はしないものとする。

1	指定	三部分												
	(1)	請負代金額												
		(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額												
	(2)	工期	着 手	年 月	日									
			しゅん功	年 月	日									
	(3)	前払金額	年度		円									
			5	\$										
			年度		円									
	(4)	中間前払金額	年度		円									
			5	\$										
			年度		円									
	(5)	出来高予定額	年度		円									
			\$	\$										
			年度		円									
	(6)	指定部分												
2	その	つ他の部分												
	(1)	請負代金額	金	円也										
		(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額												
	(2)	工期	着 手	年 月	日									
			しゅん功	年 月	日									
	(3)	前払金額	年度		円									
		5	5	\$										
			年度		円									
(4)		中間前払金額	年度		円									
			5	\$										
			年度		円									
	(5)	出来高予定額	年度		円									
			5	\$										
			年度		円									

「部分引渡し特約条項(継続工事用)」

(この契約の特則)

- 第〇条 前会計年度までの支払額の合計額が各会計年度における請負代金の支払いの限度額(以下及び契約書において「支払限度額」という。)の前会計年度までの合計額に達しないときは、その差額は当該会計年度の支払限度額に合算するものとする。
- 2 発注者は、予算の都合その他の必要があるときは、契約書記載の支払限度額、前払金額及び中間前払金額(指定部分及びその他部分に係る支払限度額、前払金額及び中間前払金額を含む。)を変更することができる。
- 3 前項の規定により変更が行われる場合は、第25条第3項の規定を準用する。
- 第○条 この契約に基づく前払金については、第35条第1項中「工事完成の時期」とあるのは「工事完成の時期 (最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末)」と、同条第1項中「請負代金額の10分の4以内の 前払金」とあるのは、指定部分に係る工事が第39条の規定による読替え後の第32条第2項の検査(以下「しゅん 功検査」という。)を行う前においては「発注者が定める契約書記載の各年度の前払金(第6項及び第7項の規定 による超過額があるときは、その額を控除する。)」と、指定部分に係る工事がしゅん功検査に合格している 場合においては「発注者が定める契約書別紙記載の各年度のその他の部分に係る前払金(第6項及び第7項の規 定による超過額があるときは、その額を控除する。)」と、同条第3項中「請負代金額の10分の2以内の中間前 払金」とあるのは、指定部分に係る工事がしゅん功検査を行う前においては「発注者が定める契約書記載の各 年度の中間前払金(第6項及び第7項の規定による超過額があるときは、その額を控除する。)」と、指定部分に 係る工事がしゅん功検査に合格している場合においては「発注者が定める契約書別紙記載の各年度のその他の 部分に係る中間前払金(第6項及び第7項の規定による超過額があるときは、その額を控除する。)」と、「部分 払」とあるのは「部分払(最終の会計年度以外の各会計年度末に請求したものを除く。)」と、同条第4項中 「工期」とあるのは「当該会計年度の工事実施期間」と、「請負代金相当額が請負代金額」とあるのは「請負 代金相当額から契約書別紙記載の指定部分及びその他の部分の各部分における前会計年度までの出来高予定額 の合計額を控除した額が、当該会計年度の指定部分及びその他の部分の各部分における出来高予定額の合計 額」と、同条第5項中「請負代金額の10分の4(第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分 の6)から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金」とあるのは「請負代金額に10分 の4(第3項の規定により中間前払金を受けているときは10分の6)を乗じて得た額から契約書記載の前払金額及 び中間前払金額の合計額を控除した額について発注者が定める当該年度以降の各年度の額があるときは、その 額」と、同条第6項中「受領済みの前払金額」とあるのは「契約書記載の各年度の前払金額及び中間前払金額 の合計額」と、同条第6項、第7項及び第8項中「超過額」とあるのは「超過額について発注者が定める当該年 度以降の各年度の額のうち受領済みの額」と読み替えてこれらの規定を適用する。ただし、この契約を締結し た会計年度(以下「契約会計年度」という。)以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる 時期以前に前払金の支払いを請求することはできない。
- 2 発注者が契約会計年度について前払金の支払いを行わない旨を定めたときは、前項の規定による読替え後の 第35条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金の支払いを請求することができな い。
- 3 発注者が契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払いを行う旨定めたときは、第1項の規定による読替え後の第35条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金を含めて前払金の支払いを請求することができる。この場合において、次項及び第5項の規定は適用しない。
- 4 指定部分及びその他の部分の各部分における第38条第1項の請負代金相当額(以下「請負代金相当額」という。)が前会計年度末において、契約書別紙記載の指定部分及びその他の部分の各部分における前会計年度までの出来高予定額の合計額に達しないときは、第1項の規定による読替え後の第35条第1項の規定にかかわらず、受注者は指定部分及びその他の部分の各部分において、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額の合計額に達するまで当該会計年度の前払金の支払いを請求することができない。
- 5 指定部分又はその他の部分の各部分において、請負代金相当額が前会計年度末における前会計年度までの出来高予定額の合計額に達しないときは、その額が当該出来高予定額の合計額に達するまで前払金及び中間前払金の保証期限を延長するものとし、第36条第3項の規定を準用する。

- 第○条 この契約に基づく部分払については、第38条第1項ただし書中「請求することができない」とあるのは 「最終の会計年度以外の各会計年度末を除き、請求することができない」と読み替えてこの規定を適用する。
- 2 この契約における部分払金は、第38条第6項の規定にかかわらず、次の各号により算出した額の範囲内とする。なお、次の各号における「出来高超過額」とは、指定部分及びその他の部分の各部分において、請負代金相当額のうち、当該会計年度までの出来高予定額の合計額を超えた額をいう。
 - (1) 中間前払金の支払いを受けている場合の算式

指定部分に係る当該会計年度の出来高予定額

その他の部分に係る ′その他の部分に係る。 その他の部分に係る その他の部分に係る 当該会計年度の + 当該会計年度の - 前会計年度までの 10 請負代金相当額 支払金額の合計額 (前) 払 金 客負 中間前払金額 その他の部分に係る /その他の部分 に 係 る その他の部分に係る -| 前 会 計 年 度までの+| 請 負 代 金 相当額 【出来高予定額の合計額 出 来 高 超 過 額

その他の部分に係る当該会計年度の出来高予定額

(2) 中間前払金の支払いを受けていない場合の算式

指定部分に係る当該会計年度の出来高予定額

その他の部分に係る その他の部分に係る その他の部分に係るて その他の部分に係る 前会計年度までの + 当該会計年度の - 当該会計年度の 10 請負代金相当額 ||支払金額の合計額 部分払金額の合計額丿 前 払 額 その他の部分に係る / その他の部分に 係る その他の部分に係る 前 会 計 年 度までの + 【出来高予定額の合計額 出 来 高 超 過 額

その他の部分に係る当該会計年度の出来高予定額

- 3 指定部分に係る工事がしゅん功検査に合格している場合においては、前項の規定のうち指定部分に係る算出はしないものとする。
- 4 受注者は、中間前払金の支払いを受けている場合を除き、前2項により算出した額と第35条第1項及び第38条 第1項により請求済みの額の合計額が、当該会計年度までの支払限度額の合計額を超えたときは、その超えた 額を部分払として翌年度に請求することができる。この場合の部分払は、契約書記載の部分払回数には含めな いものとする。ただし、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前にこの場合の部分払の支払いを請求する ことはできない。
- 5 前条第1項から第4項及び前項の請求については、第9条第5項の規定により監督員を経由して行うと定められたものから除くものとする。
- 第〇条 この契約が解除された場合においては、第52条第3項の規定中「第35条の規定による前払金」は「第〇条の規定による前払金」と、「第38条の規定による部分払」は「第〇条の規定による部分払」と読み替えてこの規定を準用する。